

Ⅱ 集計客体の特性

1. 性別 構成割合

受給者の性別をみると、全体で男性（夫）5.4%、女性（妻）94.6%と、ほとんどが女性となっている。また、平成26年4月から父子家庭へも遺族基礎年金が支給されているため、「基礎年金」及び「基礎年金」の内訳である「厚生年金と基礎年金の両方」、「基礎年金のみ」にも男性の受給者が存在する。

第Ⅱ－１表 制度、性別 受給者数及び構成割合

		計	男性（夫）	女性（妻）	計	男性（夫）	女性（妻）
計		407.99	22.03	385.96	100.0	5.4	94.6
		(単位：千人)		(単位：%)			
基	礎 年 金	68.91	12.37	56.54	100.0	18.0	82.0
	厚 生 年 金 と 基 礎 年 金 の 両 方	44.41	0.67	43.75	100.0	1.5	98.5
	基 礎 年 金 の み	24.50	11.71	12.79	100.0	47.8	52.2
厚	生 年 金 の み	338.84	9.65	329.19	100.0	2.8	97.2
	中 高 齢 寡 婦 加 算 あ り	285.51	・	285.51	100.0	・	100.0
	基 礎 年 金 歴 あ り	108.83	・	108.83	100.0	・	100.0
	基 礎 年 金 歴 な し	176.67	・	176.67	100.0	・	100.0
	中 高 齢 寡 婦 加 算 な し	53.34	9.65	43.68	100.0	18.1	81.9
	基 礎 年 金 歴 あ り	9.68	0.50	9.18	100.0	5.2	94.8
	基 礎 年 金 歴 な し	43.65	9.15	34.50	100.0	21.0	79.0
有 期 年 金 （ 別 掲 ）		0.24	・	0.24	100.0	・	100.0

注 本調査は、65歳未満の夫又は妻たる受給者を調査対象としており、被保険者との続柄が父母、祖父母、子、孫である受給者は、調査対象としていない。

2. 年齢階級別 構成割合

受給者の年齢階級別構成割合をみると、遺族基礎年金は18歳到達年度の末日までにある子（障害等級1級または2級に該当する子については20歳未満の子）がいる遺族に支給されるものであり、「基礎年金」では、40～49歳の受給者が全体の52.9%と半数以上を占めている。また、受給者の平均年齢は46.6歳となっている。

一方、「厚生年金のみ」では、60～64歳が全体の52.9%と最も多くなっているが、本調査では65歳未満の受給者のみを調査対象としており、実際には65歳以上の受給者も存在することに留意が必要である。なお、遺族厚生年金については、夫は配偶者の死亡時に55歳以上である者のみが受給対象者となるため、「厚生年金のみ（夫）」や「基礎年金（夫）」の内訳である「厚生年金と基礎年金の両方」については、50～59歳又は60～64歳にのみ受給者が存在する。

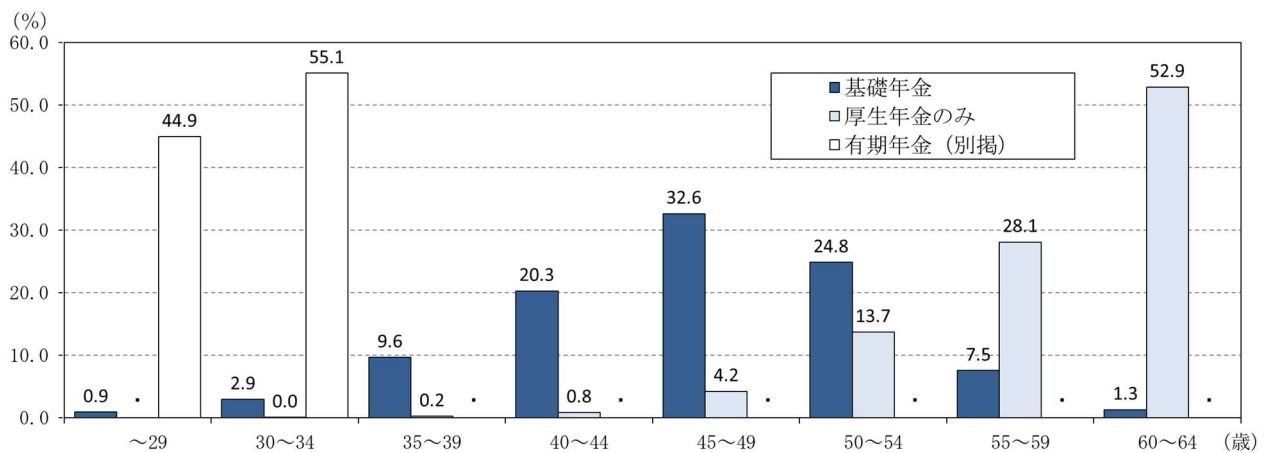
「有期年金（別掲）」は、遺族厚生年金の受給権を取得した当時30歳未満である妻が遺族基礎年金の受給権を取得しない場合、又は、遺族厚生年金と遺族基礎年金の受給権を有する妻が30歳になる前に遺族基礎年金の受給権を失権した場合に当該遺族厚生年金が5年の有期年金になるものであるため、受給者は35歳未満となり、平均年齢は29.5歳となっている。

第Ⅱ－２表 制度、年齢階級別 受給者数及び構成割合

		計	～29	30～39	40～49	50～59	60～64	平均年齢 (歳)
計		407.99	0.71	9.70	53.66	163.85	180.06	56.6
		(単位：千人)						
基	礎 年 金	68.91	0.61	8.66	36.45	22.30	0.89	46.6
	基 礎 年 金 (夫)	12.37	0.07	1.39	6.05	4.35	0.51	47.7
	厚生年金と基礎年金の両方	0.67	・	・	・	0.32	0.34	59.8
	基 礎 年 金 の み	11.71	0.07	1.39	6.05	4.02	0.17	47.0
	基 礎 年 金 (妻)	56.54	0.54	7.27	30.40	17.95	0.38	46.4
	厚生年金と基礎年金の両方	43.75	0.40	5.48	23.33	14.23	0.31	46.5
	基 礎 年 金 の み	12.79	0.14	1.80	7.07	3.72	0.07	46.0
	厚 生 年 金 の み	338.84	・	0.91	17.21	141.56	179.17	58.6
厚	厚 生 年 金 の み (夫)	9.65	・	・	・	・	9.65	62.0
	基 礎 年 金 歴 あ り	0.50	・	・	・	・	0.50	61.8
	基 礎 年 金 歴 な し	9.15	・	・	・	・	9.15	62.0
	厚 生 年 金 の み (妻)	329.19	・	0.91	17.21	141.56	169.52	58.5
	中 高 齢 寡 婦 加 算 あ り	285.51	・	・	12.92	124.01	148.58	58.7
	基 礎 年 金 歴 あ り	108.83	・	・	7.86	58.96	42.01	57.3
	基 礎 年 金 歴 な し	176.67	・	・	5.07	65.04	106.56	59.6
	中 高 齢 寡 婦 加 算 な し	43.68	・	0.91	4.28	17.55	20.94	57.4
	基 礎 年 金 歴 あ り	9.18	・	0.06	0.54	5.03	3.55	57.5
	基 礎 年 金 歴 な し	34.50	・	0.85	3.74	12.52	17.39	57.4
	有 期 年 金 (別 掲)	0.24	0.11	0.13	・	・	・	29.5

		計	～29	30～39	40～49	50～59	60～64
計		100.0	0.2	2.4	13.2	40.2	44.1
		(単位：％)					
基	礎 年 金	100.0	0.9	12.6	52.9	32.4	1.3
	基 礎 年 金 (夫)	100.0	0.5	11.3	48.9	35.1	4.1
	厚生年金と基礎年金の両方	100.0	・	・	・	48.7	51.3
	基 礎 年 金 の み	100.0	0.6	11.9	51.7	34.4	1.5
	基 礎 年 金 (妻)	100.0	1.0	12.9	53.8	31.7	0.7
	厚生年金と基礎年金の両方	100.0	0.9	12.5	53.3	32.5	0.7
	基 礎 年 金 の み	100.0	1.1	14.0	55.3	29.1	0.5
	厚 生 年 金 の み	100.0	・	0.3	5.1	41.8	52.9
厚	厚 生 年 金 の み (夫)	100.0	・	・	・	・	100.0
	基 礎 年 金 歴 あ り	100.0	・	・	・	・	100.0
	基 礎 年 金 歴 な し	100.0	・	・	・	・	100.0
	厚 生 年 金 の み (妻)	100.0	・	0.3	5.2	43.0	51.5
	中 高 齢 寡 婦 加 算 あ り	100.0	・	・	4.5	43.4	52.0
	基 礎 年 金 歴 あ り	100.0	・	・	7.2	54.2	38.6
	基 礎 年 金 歴 な し	100.0	・	・	2.9	36.8	60.3
	中 高 齢 寡 婦 加 算 な し	100.0	・	2.1	9.8	40.2	47.9
	基 礎 年 金 歴 あ り	100.0	・	0.6	5.9	54.8	38.6
	基 礎 年 金 歴 な し	100.0	・	2.5	10.8	36.3	50.4
	有 期 年 金 (別 掲)	100.0	44.9	55.1	・	・	・

第Ⅱ－３図 年齢階級別 構成割合



３．年金額階級別 構成割合 及び 平均年金額

遺族基礎年金

１階部分である遺族基礎年金の年金額は、基本の額（令和３年度は780,900円）に加給対象者たる子の数に応じて一定額（令和３年度は２人目まで224,700円、３人目以降74,900円）を加算した額になる。「基礎年金のみ」の受給者における遺族年金額別構成割合をみると、1,005,600円（子１人）が夫、妻ともに半数以上を占めており、平均遺族年金額は110万円程度となっている。

遺族厚生年金

２階部分である遺族厚生年金の年金額は、被保険者（死亡者）の標準報酬及び厚生年金の被保険者であった期間等に基づいて計算される額に、受給要件を満たす妻については、中高齢寡婦加算等の額が加算される。「厚生年金のみ（妻）」の遺族年金額階級別構成割合をみると、「中高齢寡婦加算あり」は100～150万円が69.2%と最も多く、平均遺族年金額は123.3万円となっているのに対し、「中高齢寡婦加算なし」は～50万円が92.6%と最も多く、平均遺族年金額は19.5万円となっている。また、「厚生年金のみ（夫）」及び「厚生年金のみ（妻）」の「中高齢寡婦加算なし」については、50万円未満がそれぞれ94.3%、92.6%と最も多くなっている。

「厚生年金と基礎年金の両方」では、夫の平均遺族年金額は120.7万円、妻の平均遺族年金額は158.0万円と妻の年金額の方が高くなっている。

「有期年金（別掲）」では、～50万円が82.7%となっており、平均遺族年金額は39.0万円となっている。

第Ⅱ－４表 制度、遺族年金額階級別 構成割合 及び 平均遺族年金年額

	計	～50万円	50～100万円	100～150万円	150～200万円	200万円～	平均額 (万円)
計	100.0	12.2	11.7	58.7	17.0	0.4	112.7
基 礎 年 金	100.0	－	－	60.3	37.4	2.3	141.0
基 礎 年 金 (夫)	100.0	－	－	99.6	0.4	－	112.2
厚生年金と基礎年金の両方	100.0	－	－	93.2	6.8	－	120.7
基 礎 年 金 の み				※			111.7
基 礎 年 金 (妻)	100.0	－	－	51.7	45.5	2.8	147.3
厚生年金と基礎年金の両方	100.0	－	－	37.6	58.8	3.6	158.0
基 礎 年 金 の み				※			110.6
厚 生 年 金 の み	100.0	14.6	14.1	58.4	12.9	0.0	106.9
厚 生 年 金 の み (夫)	100.0	94.3	5.7	－	－	－	17.3
基 礎 年 金 歴 あ り	100.0	96.2	3.8	－	－	－	17.3
基 礎 年 金 歴 な し	100.0	94.2	5.8	－	－	－	17.3
厚 生 年 金 の み (妻)	100.0	12.3	14.3	60.1	13.3	0.0	109.6
中 高 齢 寡 婦 加 算 あ り	100.0	－	15.4	69.2	15.3	0.0	123.3
基 礎 年 金 歴 あ り	100.0	－	21.1	74.7	4.2	－	113.2
基 礎 年 金 歴 な し	100.0	－	11.9	65.9	22.1	0.1	129.6
中 高 齢 寡 婦 加 算 な し	100.0	92.6	7.2	0.2	0.0	－	19.5
基 礎 年 金 歴 あ り	100.0	97.2	2.8	－	－	－	17.2
基 礎 年 金 歴 な し	100.0	91.3	8.4	0.3	0.0	－	20.2
有 期 年 金 (別 掲)	100.0	82.7	17.3	－	－	－	39.0

※ 基礎年金のみの遺族年金額別構成割合は以下のとおり

	計	1,005,600円 (子1人)	1,230,300円 (子2人)	1,305,200円 (子3人)	1,380,100円 (子4人)	1,455,000円～ (子5人～)
基 礎 年 金 の み (夫)	100.0	54.3	35.6	8.7	1.1	0.2
基 礎 年 金 の み (妻)	100.0	58.9	31.5	8.2	1.0	0.4